

# 岡山県税制懇話会資料

(第2回会議 令和4年7月19日開催)

ページ番号

資料1	産業廃棄物の状況等について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
資料2	県内の産業廃棄物最終処分場の残余年数について・・・・	7
資料3	使途事業の充当方針等について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
資料4	岡山県税制懇話会報告書骨子案・・・・・・・・・・・・・・・・	10
資料5	産業廃棄物処理税の税率について・・・・・・・・・・・・・・・・	12

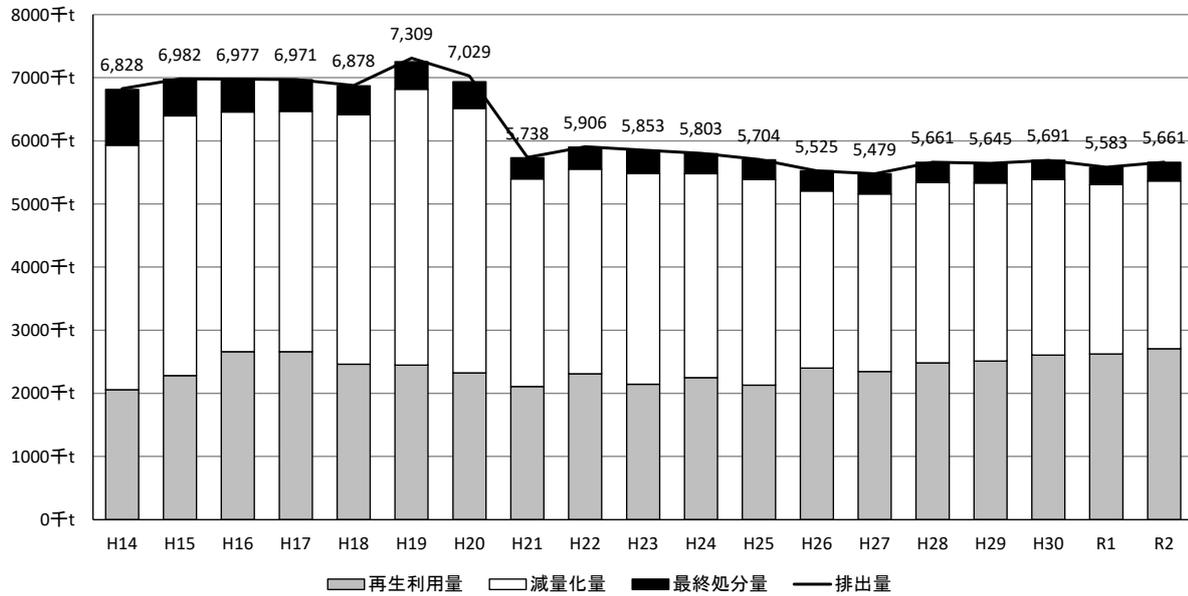


# 産業廃棄物の状況等について

## 1 排出量等の状況

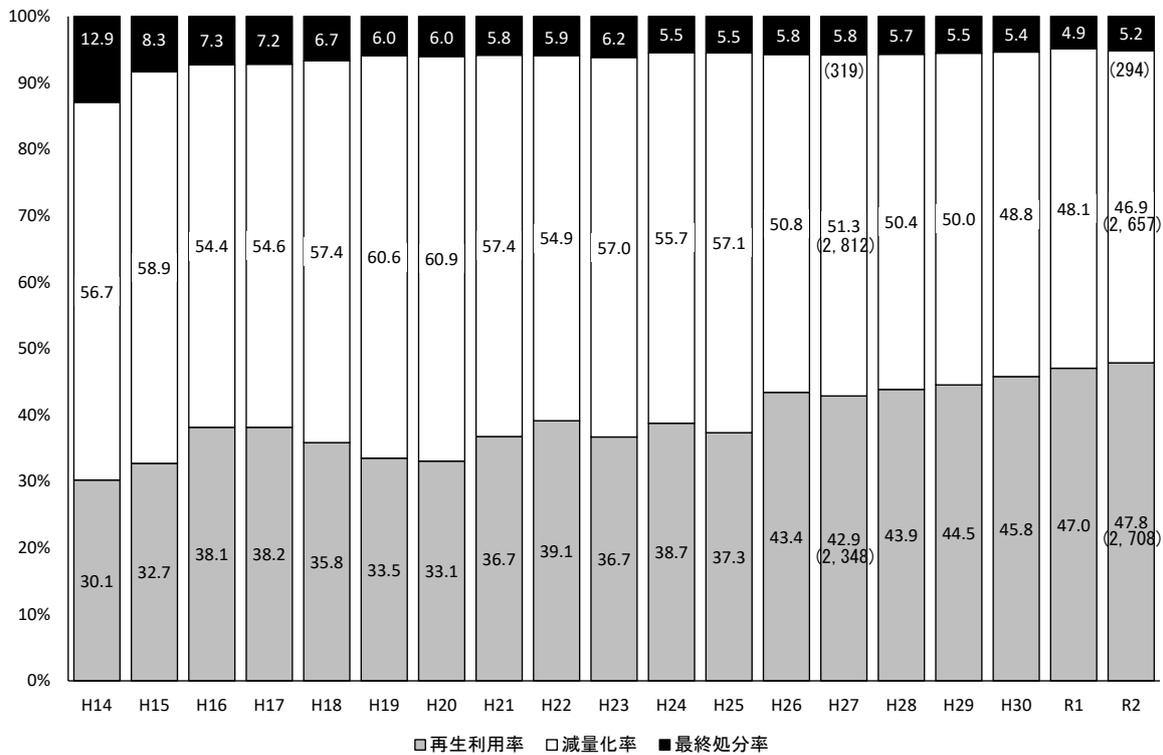
### (1) 全体の推移

図 1-1 排出量及び処理の推移



排出量は減少、再生利用量(率)は向上、最終処分量(率)はわずかではあるが減少傾向

図 1-2 処理別割合の推移



※()内の単位は千t

(2) 種類別の処理状況 (R2年度時点で排出量が1tより多い13種類(排出時の種類別))

図2-1-1 岡山県 (令和2年度)

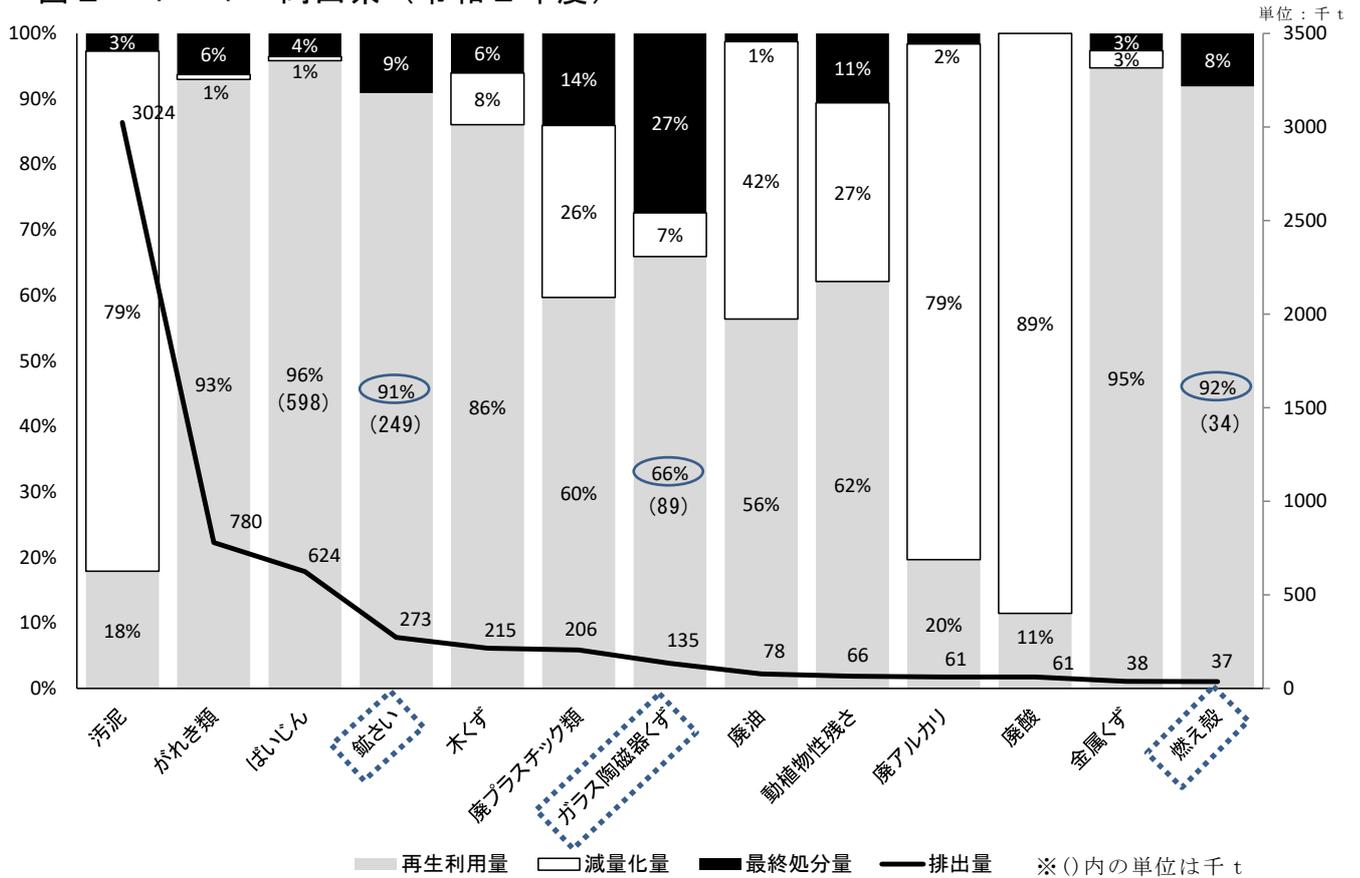


図2-1-2 全国集計 (令和元年度)

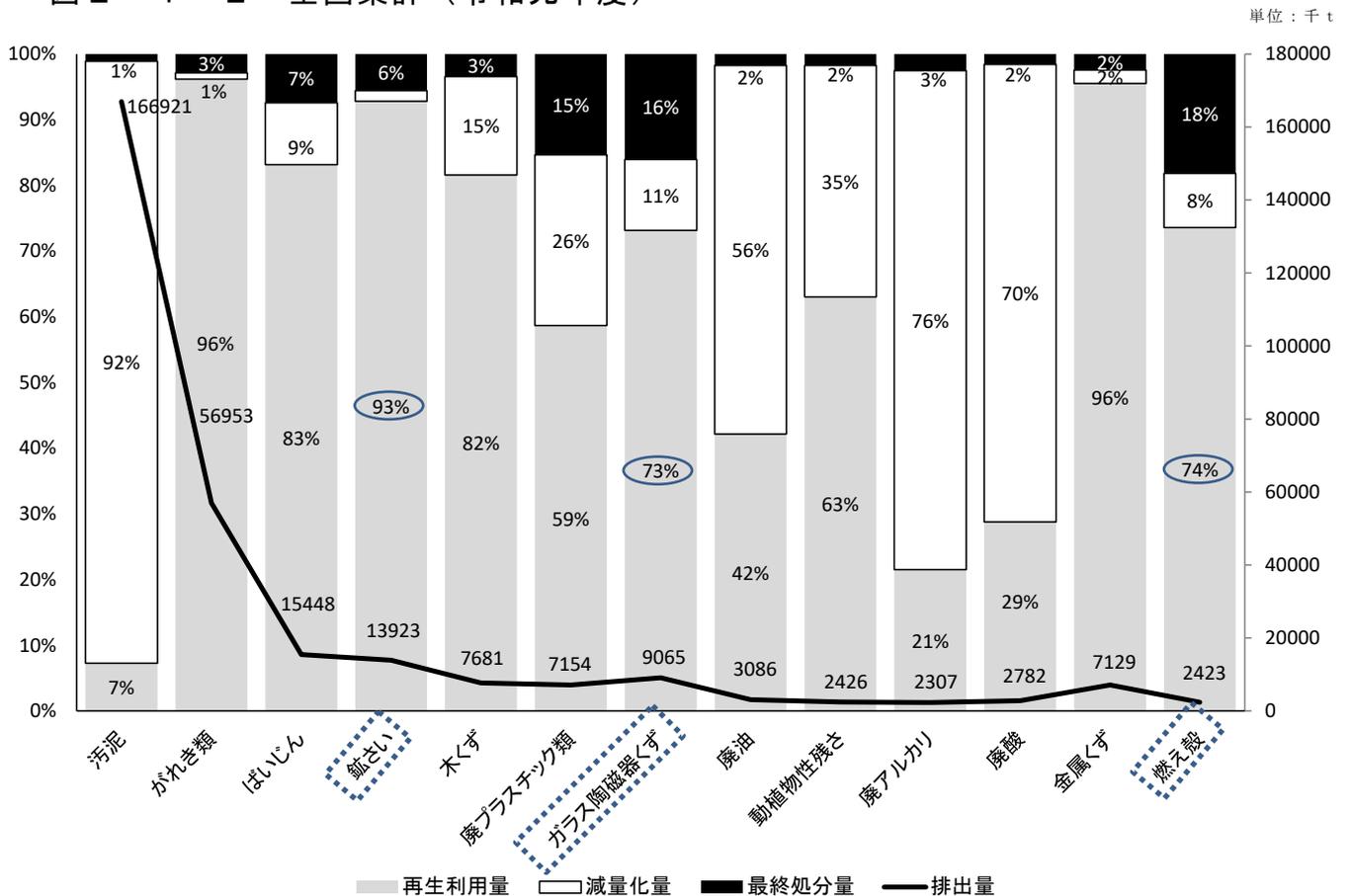


図 2-2-1 岡山県（平成 27 年度）

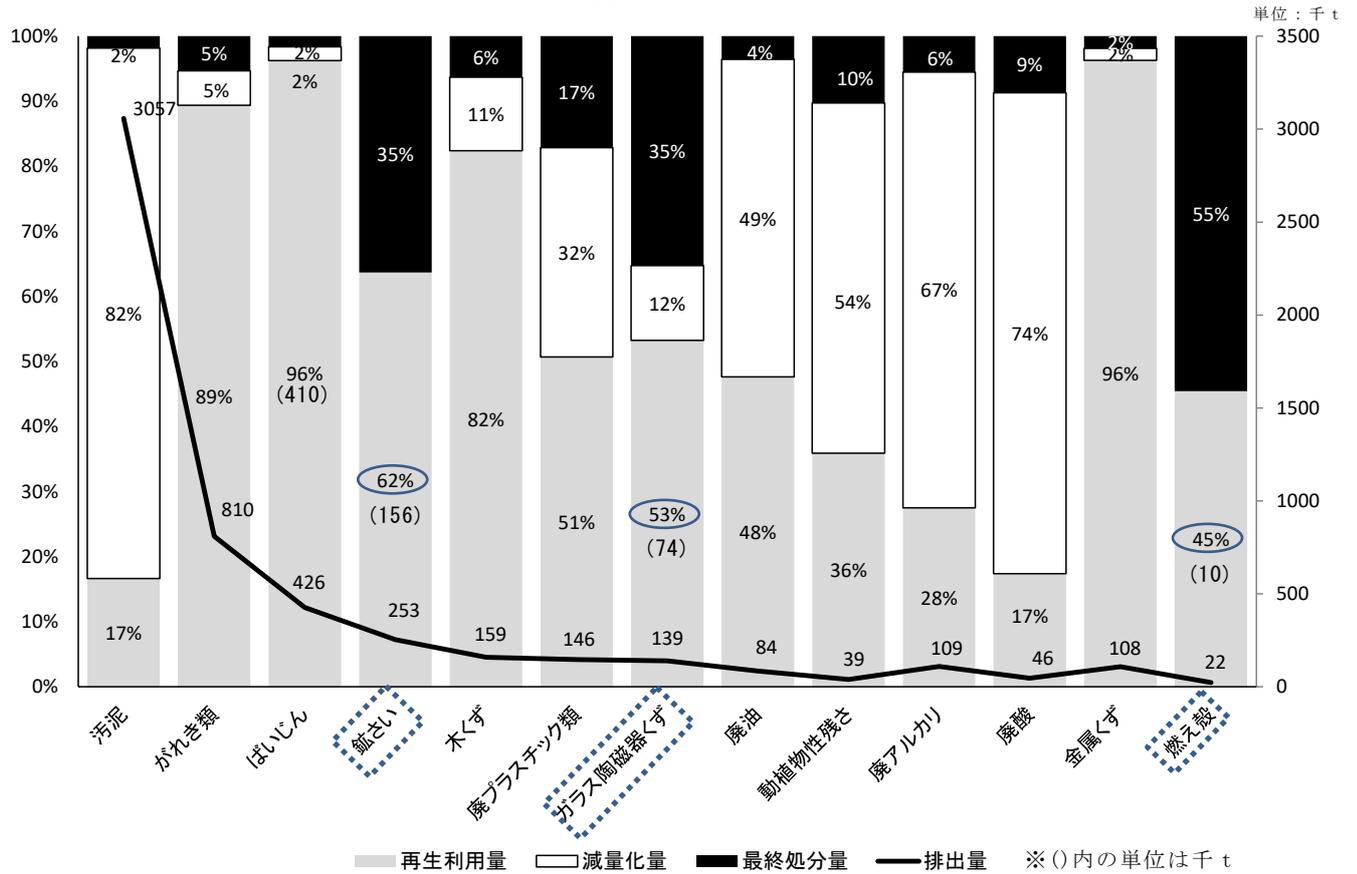
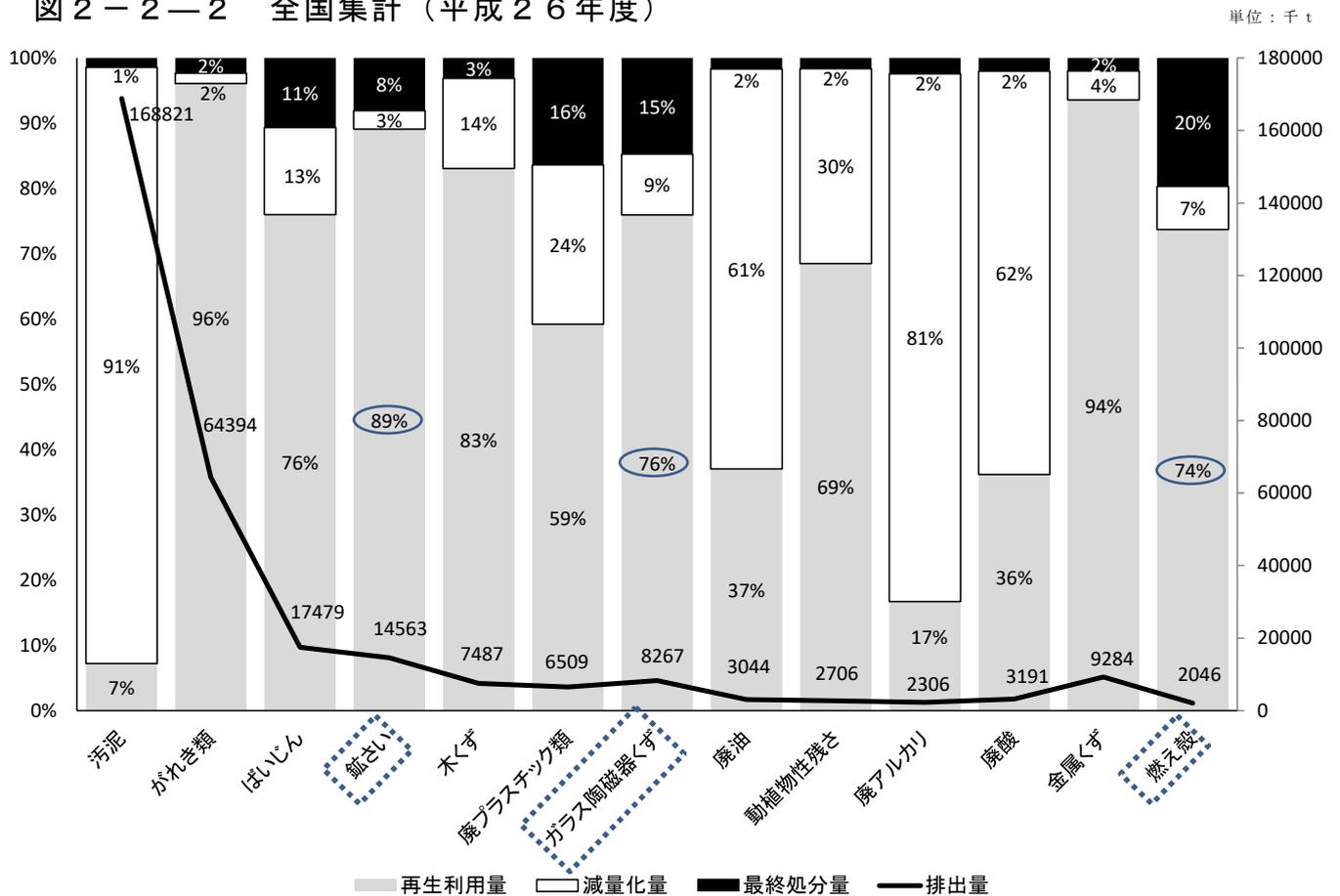
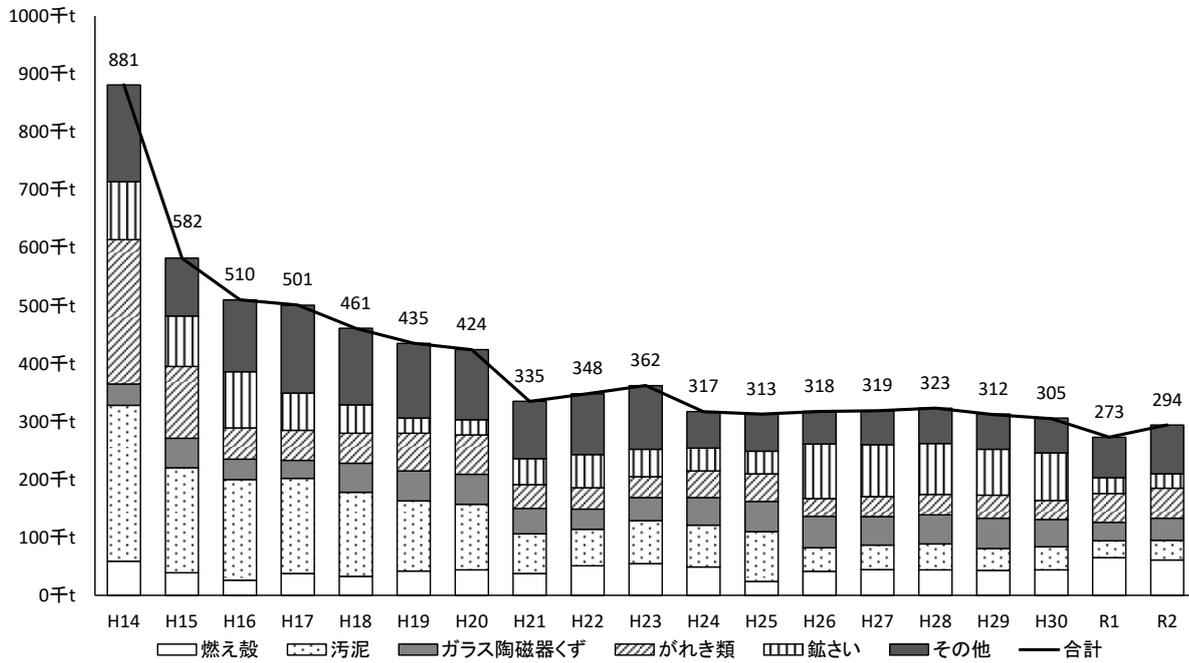


図 2-2-2 全国集計（平成 26 年度）



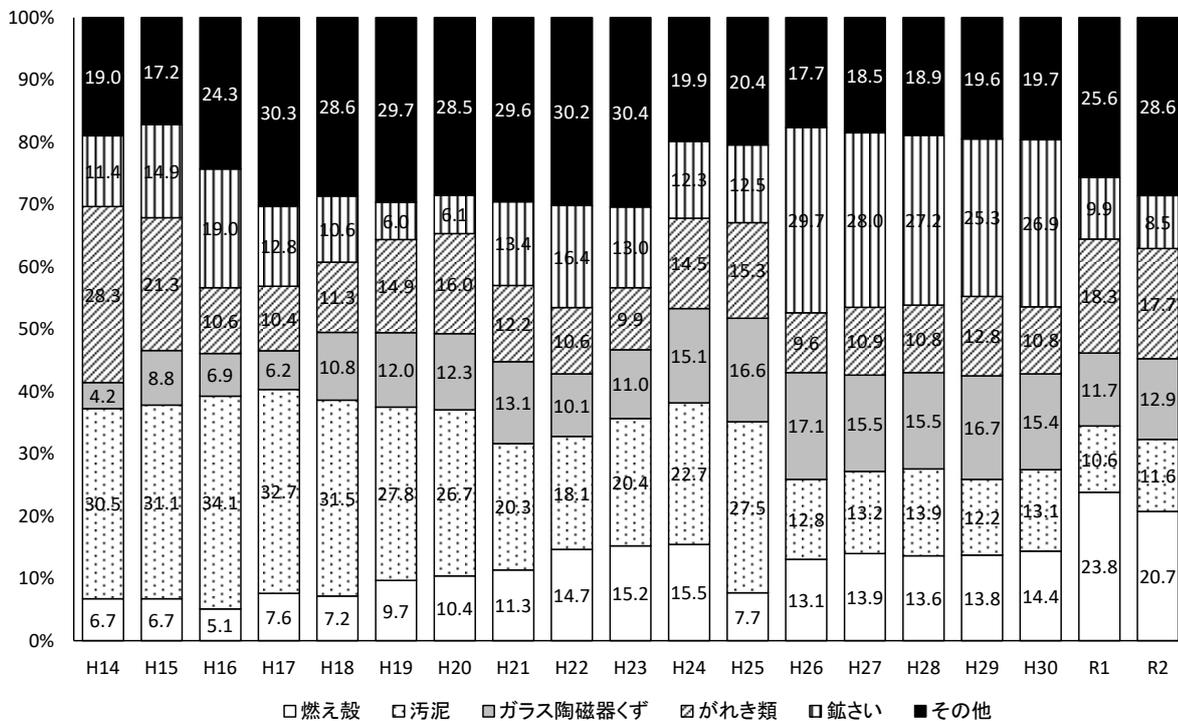
(3) 種類別の最終処分の状況

図3-1 種類別最終処分量の推移



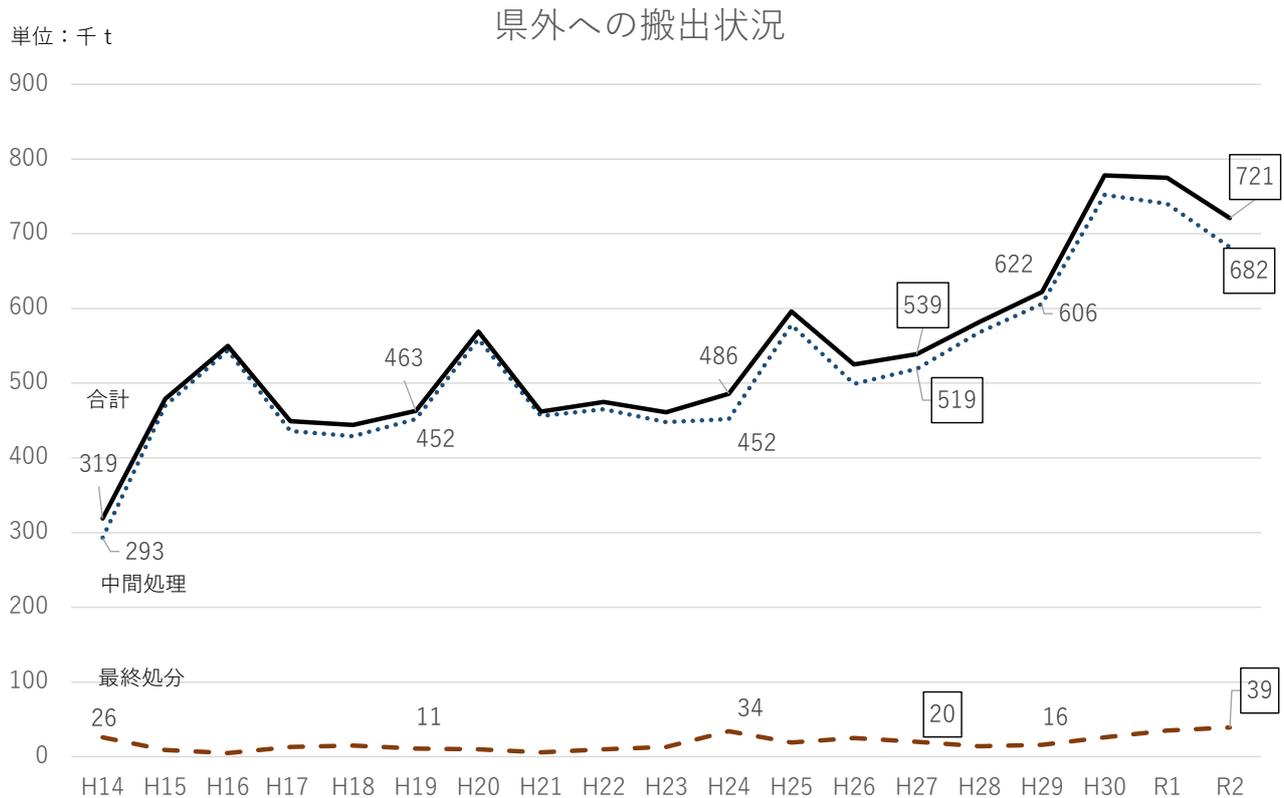
最終処分量が減少する中、汚泥の割合は減少傾向、燃え殻の割合は増加傾向

図3-2 種類別割合の推移



## 2 広域移動の状況

### (1) 県外への搬出



#### 【中間処理目的：令和2年度実績】

合計	682 千 t	種類別内訳上位				
		ばいじん 161	鉱さい 120	汚泥 46	がれき類 44	廃プラ 28
内訳上位県	福岡県 170 (25%)	53	109	1	0	3
	広島県 125 (18%)	0	10	21	43	18
	山口県 114 (17%)	76	0	20	0	4
	兵庫県 98 (14%)	0	1	4	1	2
	大分県 34 (5%)	32	0	0	0	1

#### 【最終処分目的：令和2年度実績】

合計	39 千 t	種類別内訳上位				
		廃プラ 27	その他 6	ガラ陶 2	金属くず 1	鉱さい 1
内訳上位県	広島県 27 (69%)	24	1	1	0	0
	大分県 6 (15%)	2	3	0	0	0
	徳島県 3 (8%)	1	0	1	1	0
	山口県 2 (5%)	0	2	0	0	0
	兵庫県 1 (3%)	0	0	0	0	1

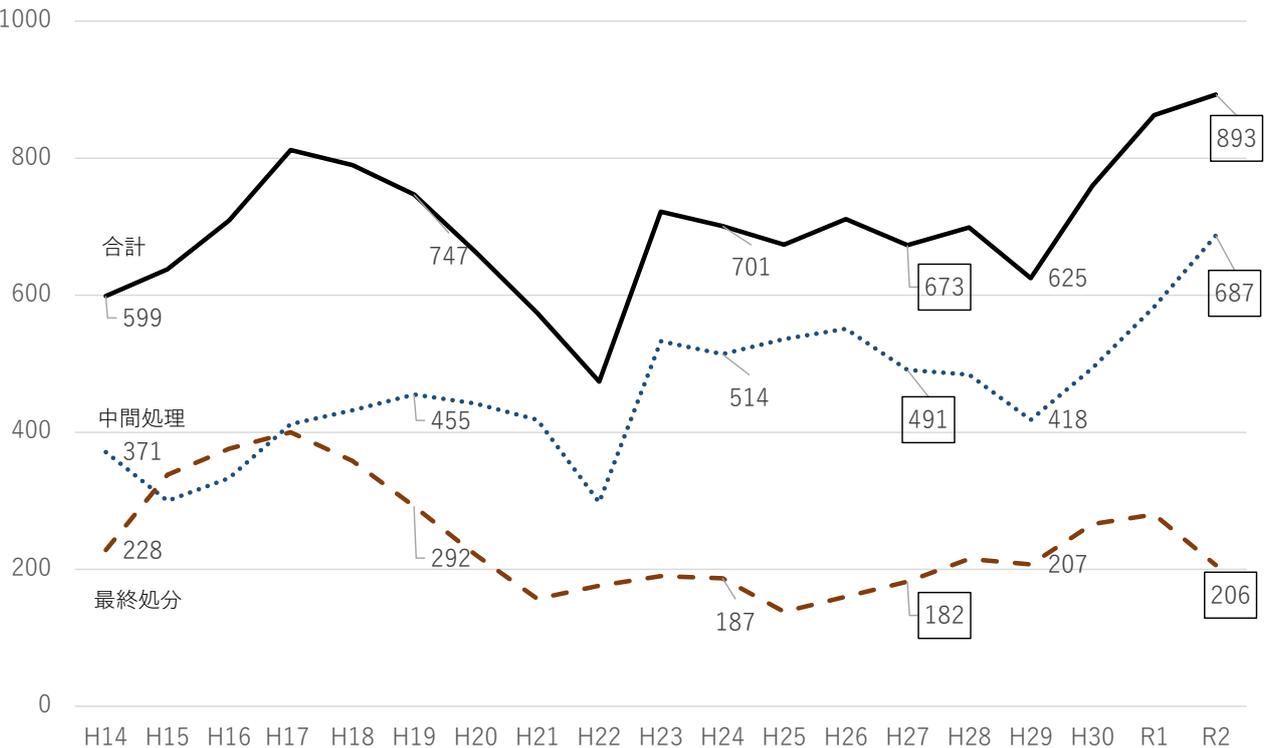
※その他：廃石綿等、PCB廃棄物、感染性産業廃棄物など

【出典】環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」

## (2) 県内への搬入

単位：千 t

県内への搬入状況



### 【中間処理目的：令和2年度実績】

合計	687 千 t	種類別内訳上位				
		汚泥 104	その他 84	がれき類 75	廃プラ 45	廃アルカリ 31
内訳上位県	兵庫県 162 (24%)	48	49	3	15	12
	広島県 103 (15%)	11	16	47	4	4
	大阪府 81 (12%)	30	15	7	16	4
	山口県 39 (6%)	2	0	18	0	8
	愛知県 35 (5%)	13	4	0	10	3

※その他：廃石綿等、PCB廃棄物、感染性産業廃棄物など

### 【最終処分目的：令和2年度実績】

合計	206 千 t	種類別内訳上位				
		鉱さい 89	ガラ陶 40	がれき類 21	汚泥 17	廃プラ 9
内訳上位県	兵庫県 85 (41%)	31	30	2	16	6
	愛媛県 42 (20%)	41	0	0	0	0
	山口県 26 (13%)	16	9	0	1	0
	広島県 22 (11%)	1	1	13	0	0
	愛知県 10 (5%)	0	0	6	0	3

【出典】環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」

※県内最終処分量≒

県内排出最終処分量 (294) - 県外搬出最終処分量 (39) + 県内搬入最終処分量 (206)

( )内は R2 推計値

## 県内の産業廃棄物最終処分場の残余年数について

### 1 県内の稼働中の最終処分場数（令和2年度末）

	岡山県	岡山市	倉敷市	計
計	9	9	5	23

### 2 県内最終処分場の残余年数の推移（残余容量÷当該年度の処分実績量）

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
残余容量 (千 m <sup>3</sup> )	3,544	4,278	4,774	4,366	3,848	3,315	3,081
最終処分量 (千 t (≒千 m <sup>3</sup> ))	407	439	450	513	599	622	528
残余年数	8.7	9.7	10.6	8.5	6.5	5.3	5.8

### 3 設置許可済・未稼働の最終処分場の埋立容量

設置者	所在地	埋立容量 (千 m <sup>3</sup> )
A社	赤磐市	240
B社	笠岡市	1,444
C社	岡山市	513
計		2,197

#### 【参考】

公益財団法人岡山県環境保全事業団 水島処分場（公共関与）

嵩上げの変更許可取得に向けた手続き中

	埋立容量 (千 m <sup>3</sup> )
現行許可	約 2,400
変更計画	約 4,600 (+2,200)

**国の基本方針：要最終処分量の10年分程度を確保**

⇒ 現在建設中等の最終処分場の容量を含めると

本県の残余容量は逼迫した状況にはない。

## 使途事業の充当方針等について

税導入後、産業廃棄物の排出量及び最終処分量は大きく減少したものの、近年、最終処分量は横ばい傾向にあり、不法投棄も減少傾向にあるとはいえ、依然として悪質な事案が摘発されるなど根絶には至っていないことから、引き続き、不適正処理対策はもとより、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用を推進し、持続可能な循環型社会を構築していくことが強く求められている。

このため、産業廃棄物処理税を活用して最大の効果を上げるような施策・事業を推進するとともに、優先的に取り組むべき喫緊の課題に対して適切に対応していくため、今後の施策の方向性等を含めた使途事業に係る充当方針を次のとおりとしている。

### 1 基本方針

#### (1) 循環型社会形成に向けた取組の必要性

本県の誇る健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを見直し、県民一人ひとりが環境に対する意識を高めるとともに、廃棄物に係る3R（「発生抑制(リデュース)」、「再使用(リユース)」、「再生利用(リサイクル)」)に向けた取組を進めることにより、環境への負荷をできる限り低減し、持続可能な循環型社会経済システムを構築する必要がある。

#### (2) 産業廃棄物の3Rに向けた課題

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用、適正な処理等をさらに促進するため、生産・流通・消費・廃棄の各段階において、県民、事業者、行政など、あらゆる構成員がそれぞれの責任と役割を認識し、相互に連携を図りながら一体となって施策を実施していくことが不可欠である。

#### (3) 使途事業の方向性

次の3つを柱に施策を推進している。

##### ◎産業活動の支援

産業活動に係る3Rの促進のための技術導入や施設整備を行う。

##### 【重点施策】

- 「岡山エコ事業所」及び「岡山県エコ製品」の普及促進
- 循環資源情報提供システムの充実と普及促進
- バイオマスの利活用の推進
- 循環型産業クラスターの形成促進
  - ・循環資源の活用推進（新技術の開発支援、事業化等に向けた調査研究）
  - ・新技術・新規事業の創出（リサイクルビジネスの育成）
  - ・循環型社会形成推進モデル事業の推進（リサイクルに関する技術開発・施設整備支援）
  - ・3Rに関する広域ネットワークの形成（新技術・ビジネスモデル・ニーズ等の情報形成）

## ◎適正処理の推進

産業廃棄物に係る不法投棄の防止など公平性・社会正義を実現する。

### 【重点施策】

- 産業廃棄物の適正処理の推進
- 電子マニフェストの普及促進
- 不法投棄の根絶に向けた対策の充実
- 産業廃棄物の広域的な移動への対応

## ◎意識の改革

事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイル（日常的な生活様式・行動様式）を変革し、3Rの推進に向けた県民の実践的な取組等を誘導する

### 【重点施策】

- 「おかやま・もったいない運動」を通じた県民のライフスタイルの変革
- 3R及び廃棄物の適正処理に関する環境教育・環境学習等の推進
- CSR(企業の社会的責任活動)の普及
- 環境マネジメントシステムの普及拡大
- リサイクル関連法の周知・徹底
- 市町村と連携した不適正処理対策の推進
- 市町村における3R及び廃棄物の適正処理の推進に向けた普及啓発の促進

## 岡山県税制懇話会報告書骨子案

## 凡例

- ◎：記述の方向性
- ：第1回会議での意見
- ・：記載項目

## 【本編】

## 1 産業廃棄物処理税導入の効果

## (1) 産業廃棄物の状況

- ◎ 第1回会議及び第2回会議で報告した状況を記述する。
  - ・ 現況（排出量及び処理の状況、広域移動の状況、不法投棄の状況）
  - ・ 今後の搬出及び処理の見込み（最終処分場の現状を含む。）

## (2) 税収と充当事業費の推移

- ◎ 第1回会議で報告した状況を記述する。
  - ・ 税収等の推移
  - ・ 賦課
  - ・ 徴収状況

## (3) 使途事業の実績と主な成果

- ◎ 第1回会議で報告した状況を記述する。
  - ・ 産業活動の支援
  - ・ 適正処理の推進
  - ・ 意識の改革

## 2 産業廃棄物処理税の継続の必要性

## (1) 必要性

- ◎ 第1回会議の議論を踏まえ、継続は必要との方向で記述する。
  - 産業廃棄物処理税は、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再利用について効果が出ている。

## (2) 税制度

- ◎ 第1回会議の議論を踏まえ、現行制度を維持する方向で記述する。
  - シンプルな制度で、納税コストも少ない。
  - 5年前から状況に変化はなく、税率や徴収制度は、適切である。
    - ・ 税率
    - ・ 課税方式

## 3 今後の方向性

## (1) 使途事業

- ◎ 第2回会議の議論を踏まえて記述する。
  - 時代の変化に即した議論が必要である。
  - 産業廃棄物の種類に応じた再生利用技術の開発に一層取り組む必要がある。

## (2) 基金

- ◎ 第2回会議の議論を踏まえて記述する。

## (3) 産業廃棄物処理税の見直し時期

- ◎ 現行制度において重大な問題等が生じていないこと等を勘案し、従来どおり今回の見直し後5年を目途とする旨を記述する。

**【資料編】**

- 岡山県税制懇話会設置要綱
- 岡山県税制懇話会委員名簿
- 岡山県税制懇話会審議経過
  - ・開催日
  - ・主な議題
- 産業廃棄物処理税の使途事業
  - ・使途事業の一覧（事業名、充当方針の種類、担当課、事業概要、決算額推移）
- 都道府県における産業廃棄物処理税導入状況
  - ・他県の導入状況

## 産業廃棄物処理税の税率について

## 〔 視点 〕

- 1 企業活動に重大な影響を与えないか。
- 2 県外に産業廃棄物が流出しない範囲であるか。
- 3 経済的手法として、産業廃棄物の発生抑制のインセンティブ効果がある水準であるか。

税率は、企業活動に重大な影響を与えず、県外に産業廃棄物が流出しない範囲で、かつ、経済的手法として産業廃棄物の発生抑制のインセンティブ効果がある水準であることが必要である。

こうした観点から検討した結果、また、既に条例を制定している三重県、現在検討している鳥取県、東京都、福岡県がこの税率を採っていること等を参考にすると、1,000円/トナリが適当である。

なお、産業廃棄物の最終処分（埋立）量は、業種によって大きく異なり、場合によっては、税負担が過重となることも考えられるため、税率については、さらに慎重に検討すべきであるという意見や今後の社会状況に対応して速やかに見直していくべきであるという意見があった。

（平成14年3月岡山県税制懇話会報告書から抜粋）

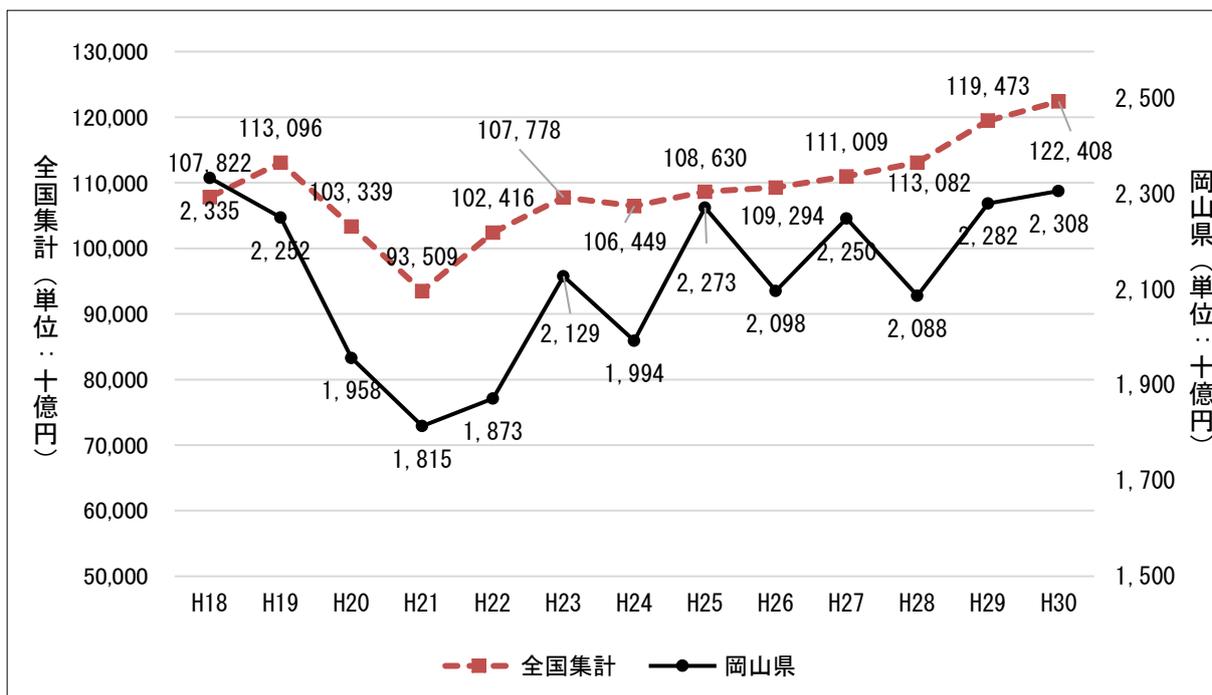
## 1 企業活動への重大な影響の有無

産業廃棄物処理税導入後（平成13（2001）年度から平成26（2014）年度まで）の企業活動の状況については、平成29年度第2回岡山県税制懇話会において既に報告したとおり、重大な影響を確認することができなかった。

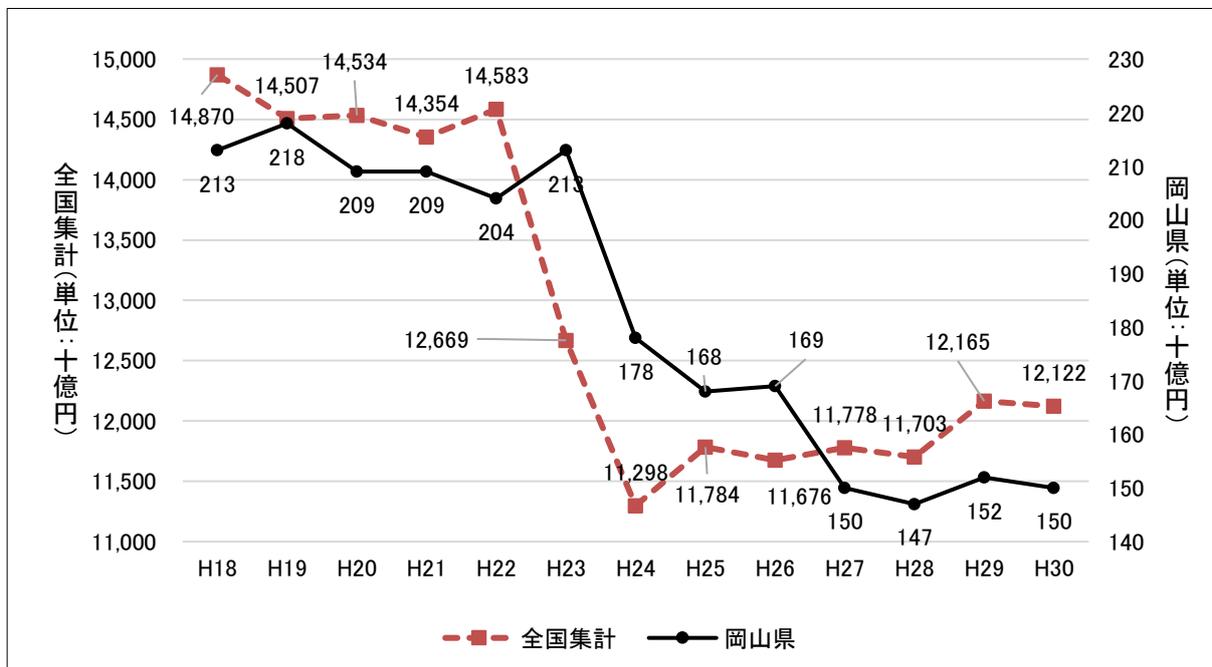
また、県民経済計算で推計した県内総生産額の推移（平成18（2006）年度から平成30（2018）年度まで）を製造業、電気・ガス・水道業・産業廃棄物処理業、建設業について、県内と全国、産業廃棄物処理税を導入している道府県と導入していない道府県とを比較したが、大きな乖離を確認することができなかった。

(1) 岡山県と全国集計比較（県内総生産額）

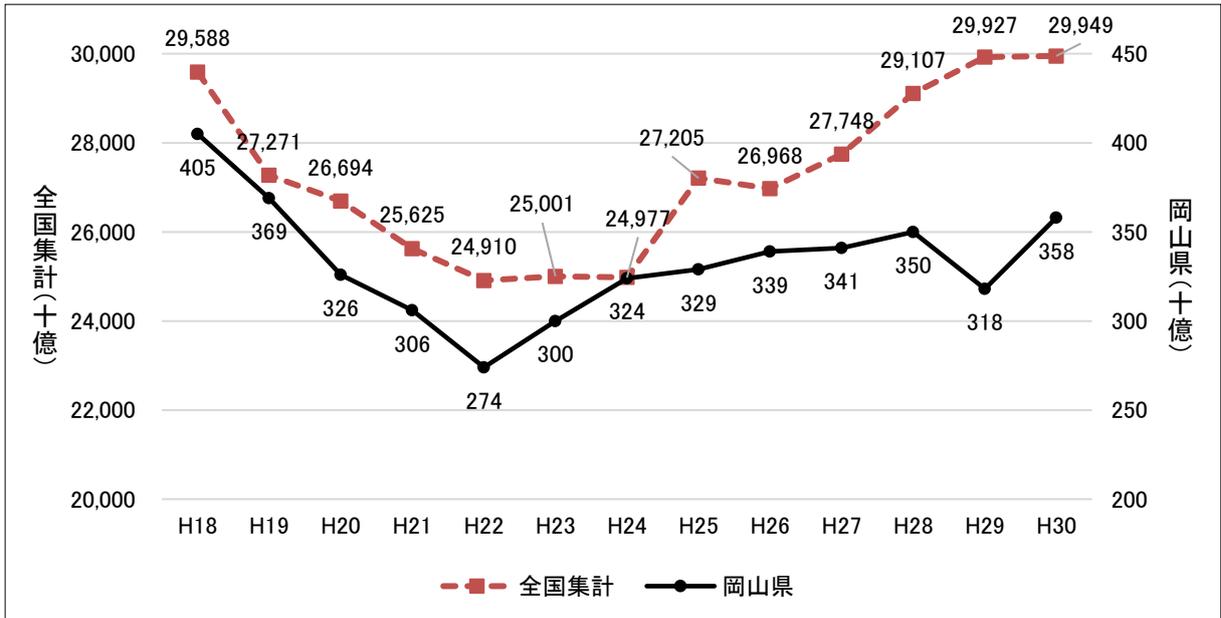
ア 製造業



イ 電気・ガス・水道・廃棄物処理業

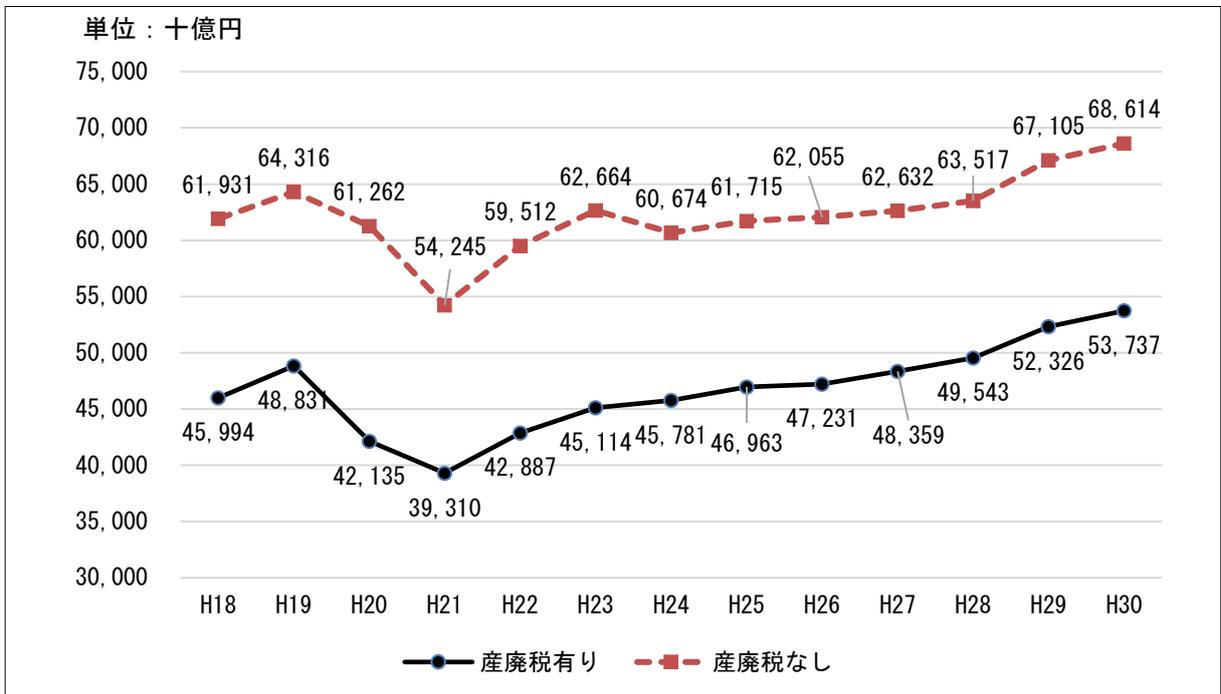


## ウ 建設業

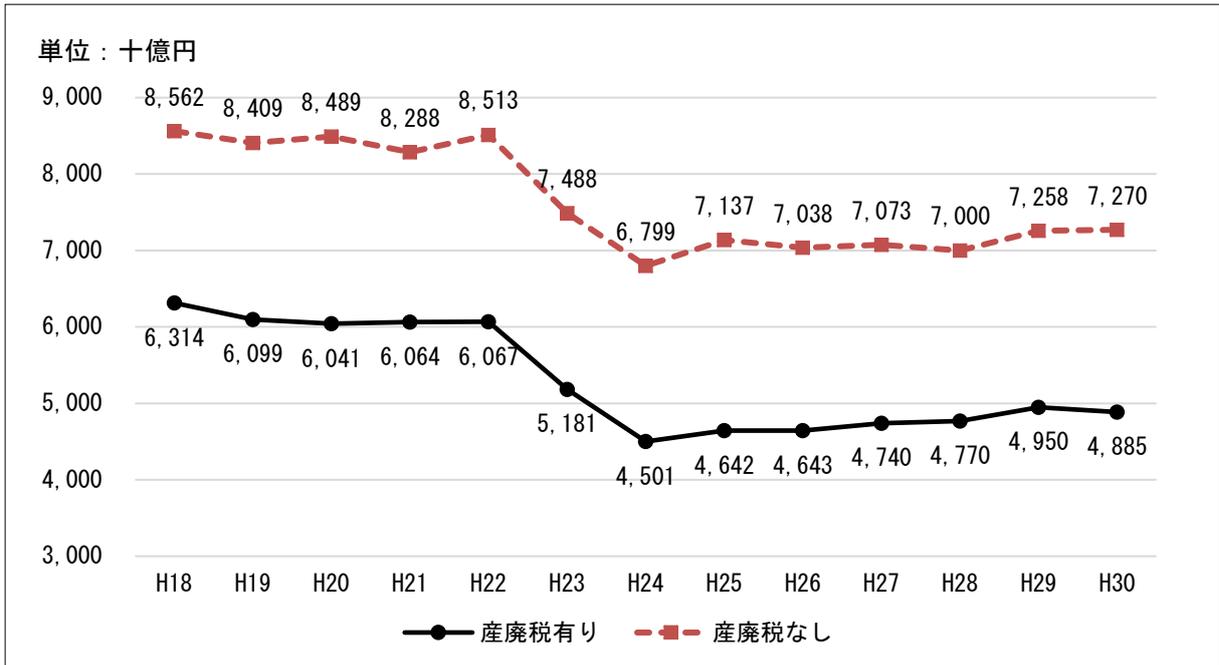


## (2) 産業廃棄物処理税の導入の有無別比較 (県内総生産額)

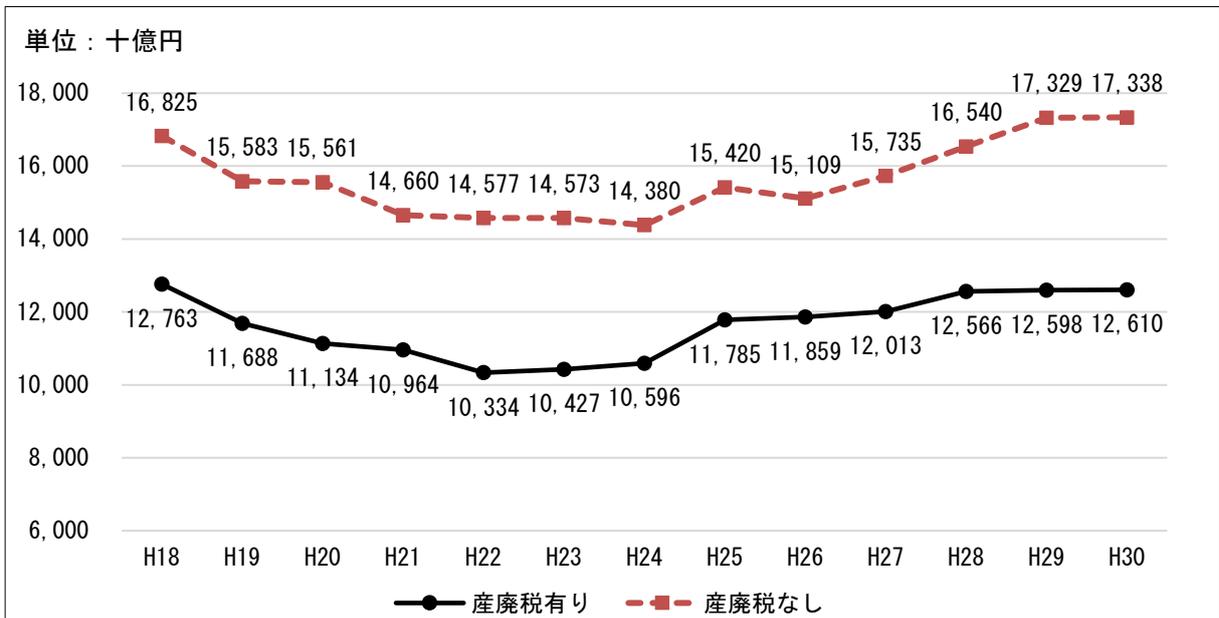
### ア 製造業



## イ 電気・ガス・水道・廃棄物処理業



## ウ 建設業



出典： 内閣府公表資料の「県民経済計算（平成18年度-平成30年度）（2008SNA、平成23年基準計数）」のうち「経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）」のデータを基に集計し、作成。

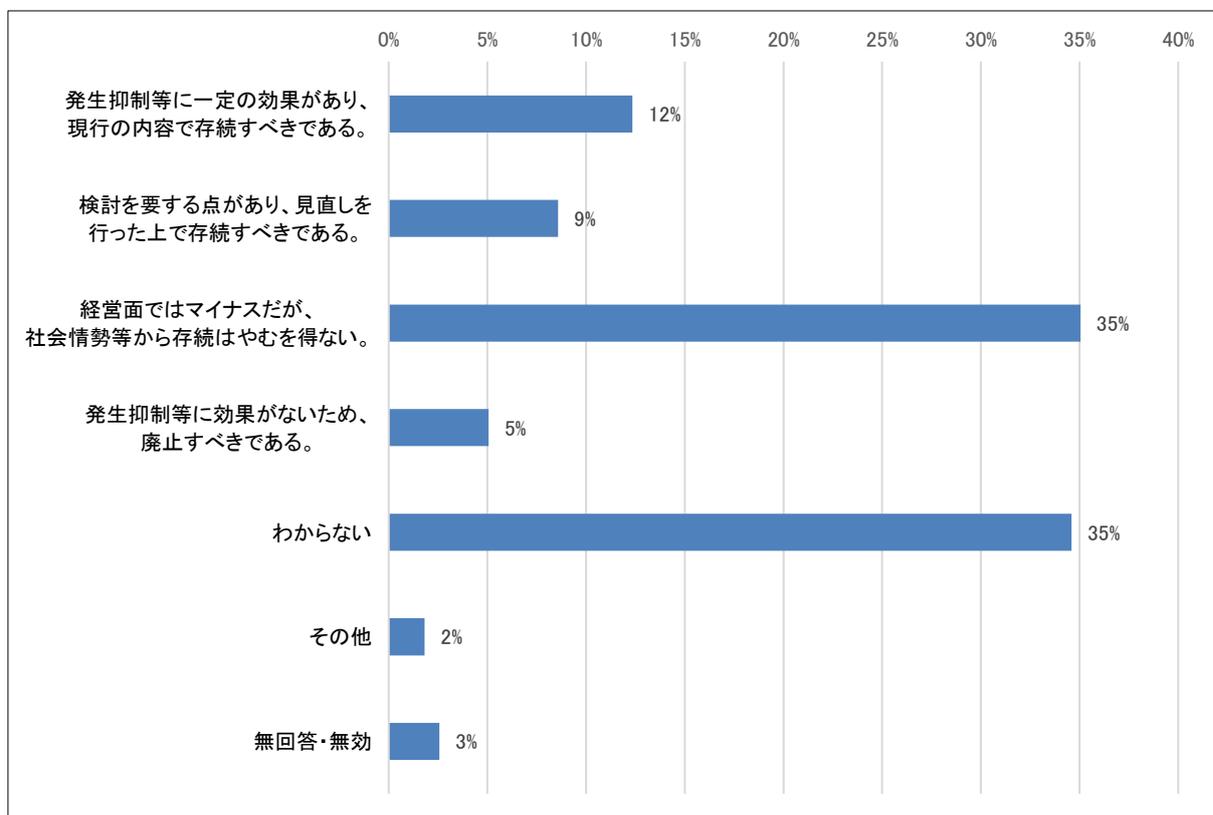
注意： 岡山県の県民経済計算は、2008年国民経済計算体系（2008SNA）に基づいて内閣府が提示した「県民経済計算標準方式（2015年（平成27年）基準版）」に準拠して推計し、平成23年度から令和元年度までものが公表されている。

### (3) 令和2年度岡山県産業廃棄物実態調査報告書

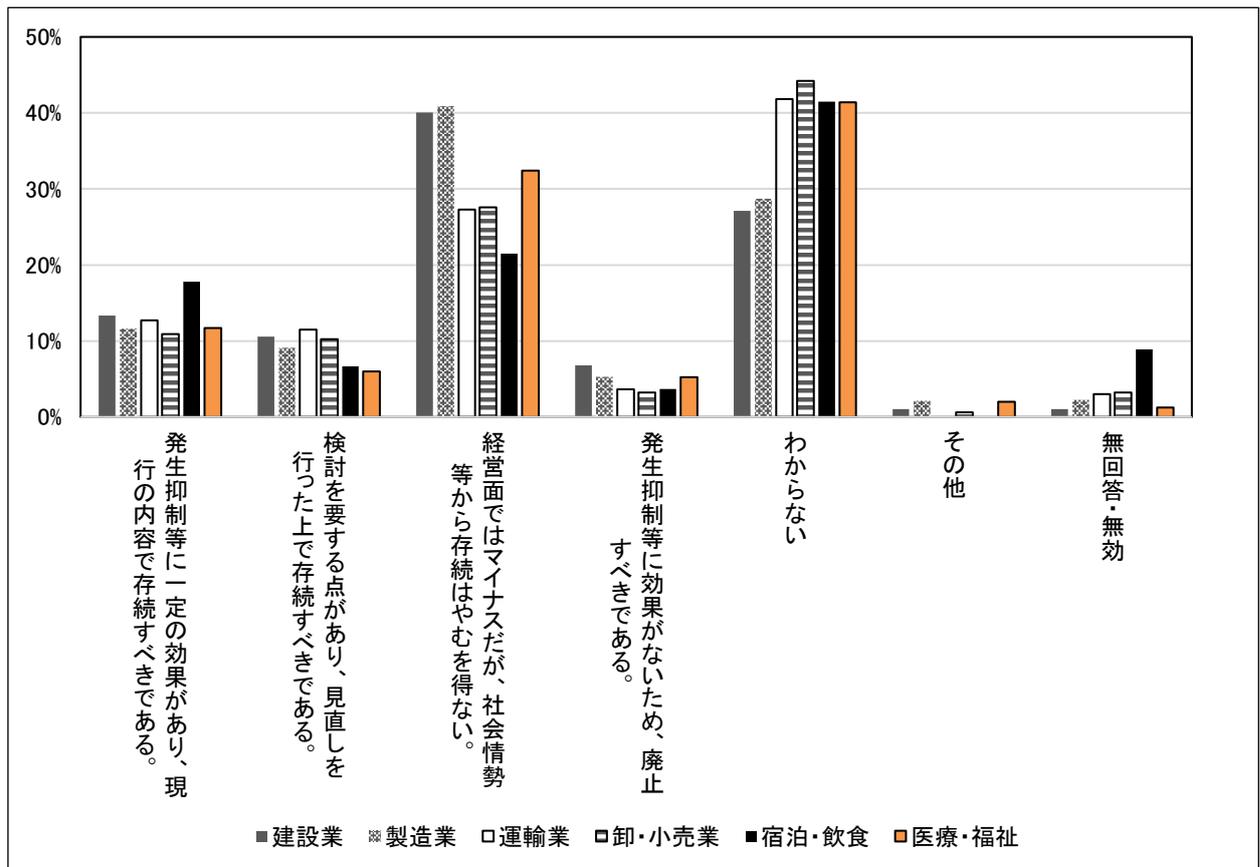
令和2年度岡山県産業廃棄物実態調査報告書によれば、産業廃棄物処理税制度導入による影響に関して、「存続はやむを得ない」が35%、「現行の内容で存続すべき」が12%であり、「廃止すべき」という意見を大きく上回っている。

一定の回答数がある業種について回答の分布を調べたところ、「廃止すべき」という意見の割合が高い特定の業種はなく、排出量の多い建設業と製造業については他業種より「わからない」とする割合が少なく、「存続はやむを得ない」とする割合が高い傾向があり、産業廃棄物処理税に一定の理解を示している状況が見られた。

#### ア 税制度の見直しに対する回答状況



## イ 業種別回答状況



出典：令和2年度岡山県産業廃棄物実態調査報告書を基に集計し、作成。

- ・ 令和2年9月岡山県環境文化部実施。
- ・ 県内80,258事業所のうち、アンケート調査の対象は35,821。このうち、業種特性、規模別特性等を考慮し、設定された業種別、従業者規模別の抽出率を基に、5,060事業所を抽出、郵送。

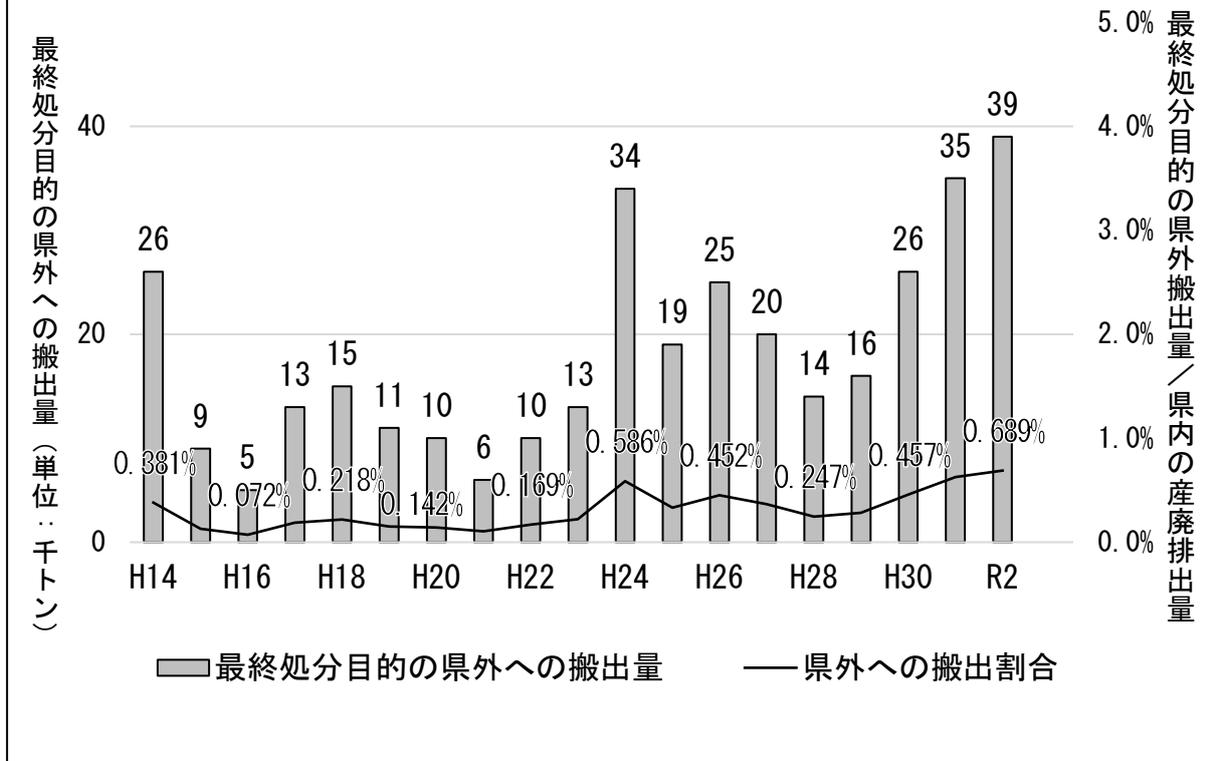
## 2 県外への流出等

県内の事業所で排出された産業廃棄物のうち、県外で最終処分された産業廃棄物の割合は、平成14（2002）年度の0.381%と比較して近年微増しているが、いずれも1%未満の水準である。

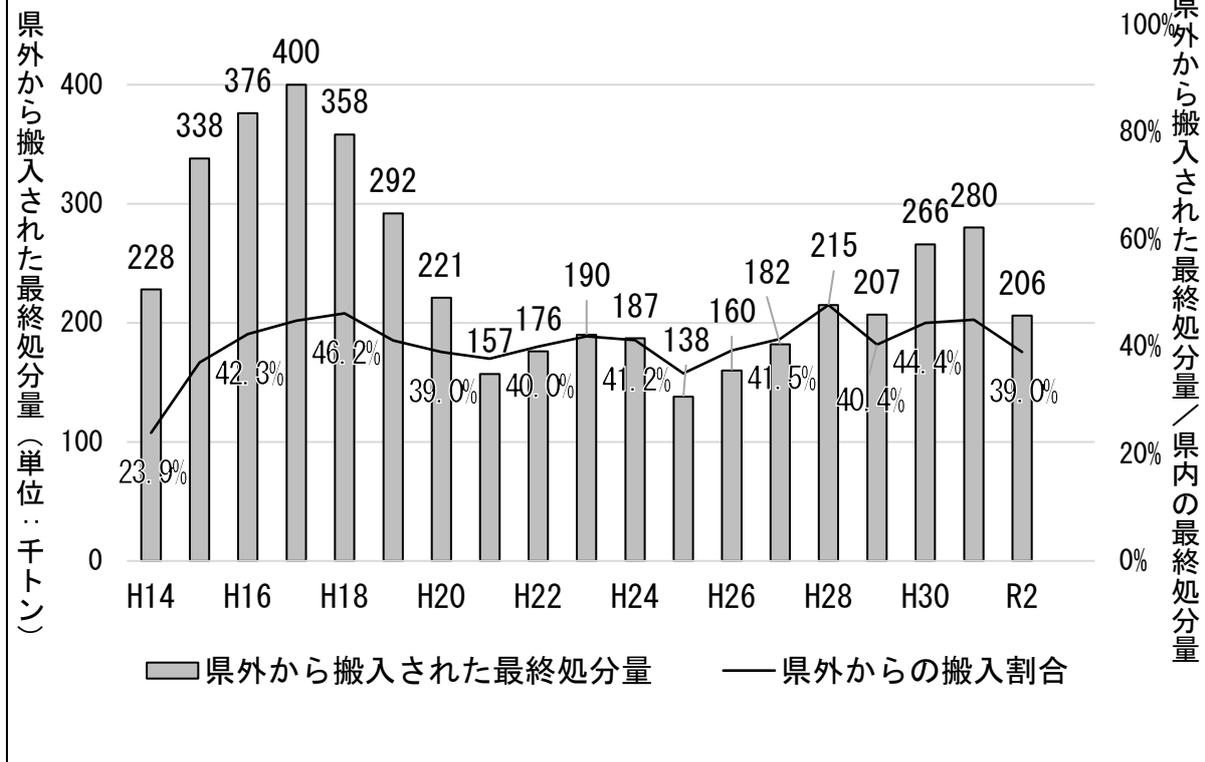
また、県内で最終処分された産業廃棄物のうち、県外から搬入された産業廃棄物の割合は、平成14（2002）年度の23.9%から直後に上昇し、その後40%前後で推移している。

県外への流出と県内への流入の状況からは、広域移動について産業廃棄物処理税の課税が影響しているとは考えにくい。

### 最終処分を目的とした県外への搬出状況



### 最終処分量の県内への搬入状況



### 3 産業廃棄物発生抑制のインセンティブ効果

県内で発生した産業廃棄物の排出量は、平成19（2007）年度及び平成22（2010）年度に増加が見られたが、全体的に産業廃棄物処理税導入後は減少が続いている。最終処分量は産業廃棄物処理税の導入前の平成14（2002）年度（881千t）に比べ、令和2（2020）年度は294千t（平成14（2002）年度の33.4%）と大幅に減少している。